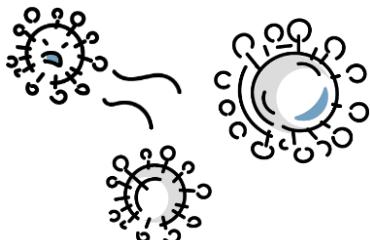


# 港区チャレンジ商店街 店舗応援事業 補助金

## コロナ対策支援



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている区内商店街の店舗が、「換気設備」「空調の改修」「トイレ等水回りの衛生対策の強化」「テレワーク専用席の設置」など、**店内の感染症対策やコロナを踏まえた新たな顧客獲得などに係る費用の2/3(60万円限度)を助成します**

無料!!

### ～アドバイザーを派遣します～

新型コロナウイルス感染症の影響による今後の営業支援など、ご相談が必要な場合は、専門コンサルタントをアドバイザーとして派遣します。  
相談経費は区が負担しますので、問い合わせ先までご連絡ください。

### 対象店舗

#### 以下のいずれにも該当する区内商店会加盟の店舗

- 区内に小売業等の店舗を有する中小企業者であって、商店会に加盟している者（港区商店街連合会の賛助会員として、紙の港区内外共通商品券を取り扱っている者も含みます）
- 法人にあっては法人都民税及び法人事業税を、個人にあっては特別区民税及び都民税を滞納していないこと
- 小売業・飲食・一部サービス業の店舗を有する資本金（若しくは出資の総額）が1,000万円以下の法人又は、常時使用する従業員が30人以下の企業（個人事業も含みます）

※風俗営業等を営む事業者は除きます

例

小売業

文房具店、青果店、精肉屋 等

飲食業

そば屋、すし屋、喫茶店、レストラン 等

サービス業

クリーニング店、理髪店、美容院、写真店 等

### 補助対象事業

#### 以下に該当する1件あたり1万円(税抜き)以上の費用

- 換気扇設置
- エアコン設置
- 光触媒工事
- キャッシュレス機器導入
- 空気清浄機
- 自動手洗い機
- 自動開閉トイレ
- テレワーク専用席設置(Wi-fi工事、電源工事)

- 人材募集経費
- CO<sub>2</sub>センサー導入
- コンサルティング費 等

※エアコン設置、空気清浄機等の機器については、換気及び除菌機能付の機器であることが確認できるカタログなどの写しを交付申請時にご提出ください

※消費税は除きます

裏面へ >>

補助対象経費	補助対象事業に係る工事費、撤去費、施工監理費、設備・備品購入費、設備・備品設置運搬費等
補助金額	<b>60万円</b> を上限に補助対象経費の <b>3分の2</b> (千円未満切捨)
募集店舗数	<b>20店舗程度</b> ※ 予算額に達した時点で、募集を終了します
申請期限	<b>令和5年1月31日(火)まで</b> (郵送の場合は、必着)

## 補助申請

### 助成の流れ

### 申請に必要な書類

交付申請

交付決定通知

※交付決定以降に事業を実施すること  
契約、施工、工事完了、支払い

区へ完了報告

補助対象経費の  
2/3(60万円限度)助成

以下の必要書類を産業振興課産業振興係まで提出してください。交付申請書と事業計画書は、産業振興センターホームページ(<https://minatosansin.com>)または以下のQRコードからダウンロードできます

- 交付申請書(様式)
- 事業計画書(様式)
- 予定事業の見積書
- 店舗の案内図、配置図、平面図
- 納税証明書(いずれも最新のもの)
- 法人:法人都民税及び法人事業税
- 個人:港区役所発行の特別区民税・都民税
- 【法人のみ】履歴事項全部証明書(登記簿謄本)  
※発行から3か月以内のもの
- 【法人のみ】法人事業概況説明書  
※最新のもの  
※資本金が1,000万円を上回る法人のみ
- 食品衛生法で定める営業許可証の写し  
※鮮魚又は精肉を販売している店舗

### 注意事項

- 交付決定以降に事業を実施することが条件です
- 年度内(3月31日まで)に改装及び支払いが完了することが条件です
- 消費税は、補助対象外です
- 申請内容(経費)に関して国、東京都、東京都中小企業振興公社等の補助対象となっていないことが条件です
- 事業実施年度から起算して5年以内に廃業した場合は、補助金の返還が必要です

お問合せ先

港区 産業振興課 産業振興係



03-6435-4601

